

入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成30年 6月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 入札に付する事項

(1) 事業名

名古屋市国際展示場新第 1展示館整備事業

(2) 事業場所

名古屋市港区金城ふ頭二丁目ほか

(3) 事業概要

名古屋市国際展示場第 1展示館の、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年 7月30日法律第 117号）に基づく新施設の設計・建設業務、現第 1展示館の解体・撤去業務、本施設（新施設及び既存施設）の維持管理業務。

(4) 事業期間

契約締結日から平成53年 3月31日まで

ただし、維持管理業務は、平成33年 4月 1日から平成53年 3月31日までの20年間とする。

(5) 予定価格

金31,811,111,112円

なお、予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払うサービス購入料を単純合計した金額（消費税及び地方消費税額を含む。）に 108分の 100を乗じて得た額である。

(6) 入札方法

ア 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 本入札は、事業提案書の提出を受け付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式一般競争入札により行う。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の参加要件等

応募各社は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

なお、応募各社は、他の応募各社として入札に参加することはできないものとする。

応募グループで申し込む場合には、参加表明書提出時に、代表企業（名古屋市契約規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。

応募に当たっては、応募企業は協力会社の名称及び携わる業務を、また応募グループは当該応募グループの構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第17号）第9条の規定に該当しない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

エ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱（15財用第

- 5号) に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- カ 会社法（平成17年法律第86号）第51条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ク 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第 132条又は第 133条による破産の申立てを含む。）であること。
- コ 中小企業等共同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告にかかる入札に参加しようとする者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり相当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- サ 公告日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がないものであること。
- シ 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面

において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20以上の株式を有し、又はその出資総額の100分の20以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(ア) 審議会の委員、又は当該委員が属する企業

(イ) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(ウ) 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

(2) 応募各社の参加要件

応募各社のうち新施設の設計、工事監理、建設、現第1展示館の解体、撤去及び本施設の維持管理の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすこと。

ただし、新施設の工事監理業務と建設業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ工事監理業務と建設業務を担当することはできない。

ア 新施設の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。

(ア) 平成29年度及び30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 平成元年4月1日以降、公告日の前日までに、面積が3,000平方メートル以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、屋内プール等）の設計（改修を除く）の実績を有する者であること。

イ 新施設の工事監理にあたる者（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 5条の 6第 4項の規定に基づき配置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

(ア) (2) ア(ア) に同じ

(イ) (2) ア(イ) に同じ

(ウ) (2) ア(ウ) に同じ

ウ 新施設の建設にあたる者は次の要件を満たすこと。

(ア) 平成29年度及び平成30年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること。（ただし、一般共同企業体を除く。）

(イ) 平成29年度及び平成30年度競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が1,200点以上であること。

(ウ) 平成元年 4月 1日以降、公告日の前日までに、面積が 3,000平方メートル以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館、屋内プール等）の施工の実績を有する者であること。

なお、共同企業体としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。

エ 現第 1展示館の解体・撤去にあたる者は次の要件を満たすこと。

(ア) 平成29年度及び30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「工事請負」、申請品目「解体工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 平成15年 4月 1日以降、公告日の前日までに、面積が 3,000平方メートル以上の鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の解体工事の実績を有する者であること。

なお、共同企業体としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。

オ 本施設の維持管理にあたる者は次の要件を満たすこと。

(ア) 平成29年度及び30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施

設の運営・管理」または「保守・点検・修理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

- (イ) 平成20年 4月 1日以降、公告日の前日までに、1年以上の建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館）の維持管理の実績を有する者であること。

なお、ア(ア)、イ(イ)、ウ(ウ)、エ(エ)及びオ(オ)に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、当該競争入札参加資格審査の申請を行い、確実に本公告に係る入札の開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 応募者の構成員等の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者における応募各社が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
協力会社	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力会社の変更を認めた場合、応募者を失格としない

イ 応募者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力会社	市が変更を認めた場合は可

ウ ア及びイにおけるやむを得ない事由とは、以下のとおりである。

- (ア) 事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- (イ) 解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- (ウ) 参加表明を行っていた事業を廃止するとき

3 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

名古屋市契約規則第 2 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた項目をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(2) 落札者決定基準

総合評価一般競争入札方式による落札者決定のための審査手順と評価項目等を定める。

ア 学識経験者 5 名からなる選定審議会で事業提案書の審査を行う。

イ 性能等の評価は、事業実施、新施設の施設整備、現第 1 展示館の解体・撤去、工程、本施設の維持管理の 5 つの評価項目により評価、採点する。

ウ 性能等の評価に関する点数と提案価格の評価による点数を合計して総合評価する。

4 入札手続等

(1) 本入札及び契約に係る担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市観光文化交流局観光交流部 M I C E 推進室

(名古屋市役所本庁舎)

電話番号 052-972-3169

(2) 入札説明書等の公表・交付

名古屋市電子調達システム内の調達情報サービス (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) 及びホームページ (<http://www.city.nagoya.jp/kanobunkakoryu/page/0000093675.html>) において、入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、基本協定書(案)、落札者決定基準、様式集(以下総称して「入札説明書等」という。)を公表する。

なお、入札説明書等の交付は、調達情報サービス及びホームページでの

公表をもって代える。

(3) 参加表明書及び資格審査書類の提出

ア 提出期間

平成30年 7月13日（金）から平成30年 7月20日（金）までの名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く毎日、午前 9時から午後 5時まで。（正午から午後 1時までを除く）

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出方法

参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、提出する前に名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E推進室に電話で持参の連絡を行うこととする。郵送による場合は、書留郵便とし、平成30年 7月20日（金）午後 5時までに必着とする。

(4) 応募者の参加資格確認基準日

平成30年 7月20日

(5) 競争入札参加資格を有しない者の競争入札参加資格審査申請手続

本公告に係る入札に参加を希望する者で、資格審査書類の提出日時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を平成30年10月15日までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公告に係る入札に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係（名古屋市役所西庁舎11階）

電話番号 0570-001-279

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果を平成30年 7月27日（金）までに応募者に通知する。

(7) 入札書及び事業提案書の提出

ア 持参による場合の提出日及び提出場所

(ア) 提出日

平成30年11月 1日（木）午前 9時から午前11時まで

(イ) 提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）

イ 郵送による場合の到達期限及び提出場所

(ア) 到達期限

平成30年10月30日（火）午後 5時まで

(イ) 提出場所

(1) に同じ

(ウ) 提出方法

二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること。

(8) 開札日時及び開札場所

ア 開札日

平成30年11月 1日（木）午前11時20分

イ 開札場所

(7) ア(イ) に同じ

ウ 立会い

入札は応募企業または応募グループの代表企業の立会いのもと行う。ただし、応募企業または応募グループの代表企業が立会わない場合は当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行う。

なお、入札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の最優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 入札保証金は名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 事業者は、事業契約の締結にあたっては、新施設の設計・建設業務及び現第1展示館の解体・撤去業務において、施設整備及び解体・撤去に係る全ての費用及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10以上に相当する契約保証金を、納付するものとする。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。

なお、維持管理業務の期間中においては、事業者の契約保証は必要ないものとする。

(3) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(4) 入札のとりやめ

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、参加表明書及び資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の締結

本事業の契約締結については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）の規定に基づき、名古屋市会において議会の議決を経なければならない。そのため、まず仮契約を締結し、議会の議決が得られた後に本契約を締結する。

(8) その他の注意事項

落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正 2事由に該当した場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	
代表企業を除く構成員	不正 2事由に該当した場合に限り、応募者は失格
協力会社	不正 2事由に該当した場合で、市が協力会社の変更を認めた場合、応募者を失格としない

イ アにおける不正 2事由とは、以下のとおりである。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3条、第 8条第 1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

(イ) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ウ 落札者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力会社	市が変更を認めた場合は可

エ ウにおけるやむを得ない事由とは、以下のとおりである。

- (ア) 事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき
- (イ) 解散又は清算に伴い会社が消滅するとき
- (ウ) 参加表明を行っていた事業を廃止するとき
- (9) 調達手続の停止等

本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあつた場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

- (10) その他

詳細は、入札説明書等による。

6 Summary

- (1) Nature and expected quantity of the service required:

The design, construction, demolition, removal, and maintenance of the Nagoya International Exhibition Hall.

- (2) Deadline for submission of application forms and relevant documents for qualification:

5:00 p.m., 20 July, 2018

- (3) Deadline for the submission of tenders

11:00 p.m., 1 November, 2018

(tenders submitted by mail are due by 5:00 p.m, 30 October, 2018)

- (4) Contact:

MICE Promotion Office, Tourism & Exchange Department, Bureau of Tourism, Culture & Exchange, City of Nagoya

1-1, Sannomaru 3-chome, Naka-ku, Nagoya 460-8508 Japan

TEL: 052-972-3169